

宇城市道路占用料徴収条例（平成１７年宇城市条例第１７２号）新旧対照表

改正後				改正前			
別表（第２条関係）				別表（第２条関係）			
占用物件		占用料		占用物件		占用料	
		単位	料金			単位	料金
法第 ３２ 条第 １項 第１ 号に 掲げ る工 作物	第１種電柱	１本に	４８０	法第 ３２ 条第 １項 第１ 号に 掲げ る工 作物	第１種電柱	１本に	４２０
		つき１	円			つき１	円
	第２種電柱	年	７３０	第２種電柱	年	６５０	
			円			円	
	第３種電柱		９９０	第３種電柱		８８０	
			円			円	
	第１種電話柱		４３０	第１種電話柱		３８０	
			円			円	
	第２種電話柱		６８０	第２種電話柱		６１０	
			円			円	
	第３種電話柱		９４０	第３種電話柱		８３０	
			円			円	
	その他の柱類		４３円	その他の柱類		３８円	
	共架電線その他上空 に設ける線類	長さ１ メート	４円	共架電線その他上空 に設ける線類	長さ１ メート	４円	
地下に設ける電線そ の他の線類	ルにつ き１年	３円	地下に設ける電線そ の他の線類	ルにつ き１年	２円		
路上に設ける変圧器	１個に つき１ 年	４２０ 円	路上に設ける変圧器	１個に つき１ 年	３７０ 円		
地下に設ける変圧器	占用面 積１平 方メー トルに つき１ 年	２６０ 円	地下に設ける変圧器	占用面 積１平 方メー トルに つき１ 年	２３０ 円		
変圧塔その他これに 類するもの及び公衆 電話所	１個に つき１ 年	８５０ 円	変圧塔その他これに 類するもの及び公衆 電話所	１個に つき１ 年	７６０ 円		
郵便差出箱及び信書 便差出箱		３６０ 円	郵便差出箱及び信書 便差出箱		３２０ 円		
広告塔	表示面 積１平 方メー	８７０ 円	広告塔	表示面 積１平 方メー	９６０ 円		

				トルに つき1 年	
	その他のもの			占用面 積1平 方メー トルに つき1 年	<u>850</u> 円
法第 32	外径が0.07メー トル未満のもの			長さ1 メート	<u>18</u> 円
条第 1項	外径が0.07メー トル以上0.1メー			ルにつ き1年	<u>26</u> 円
第2	トル未満のもの				
号に	外径が0.1メート				<u>38</u> 円
掲げ	ル以上0.15メー				
る物	トル未満のもの				
件	外径が0.15メー トル以上0.2メー トル未満のもの				<u>51</u> 円
	外径が0.2メート ル以上0.3メート ル未満のもの				<u>77</u> 円
	外径が0.3メート ル以上0.4メート ル未満のもの				<u>100</u> 円
	外径が0.4メート ル以上0.7メート ル未満のもの				<u>180</u> 円
	外径が0.7メート ル以上1メートル未 満のもの				<u>260</u> 円
	外径が1メートル以 上のもの				<u>510</u> 円
法第 32	自動	法第2	地下	長さ1 メート	<u>3</u> 円
条第 1項	運行	条第2	に設	ルにつ き1年	
第3	補助	項第5	ける		
号に	施設	号に規	もの		<u>9</u> 円
		定する	他の		
		自動運			

				トルに つき1 年	
	その他のもの			占用面 積1平 方メー トルに つき1 年	<u>760</u> 円
法第 32	外径が0.07メー トル未満のもの			長さ1 メート	<u>16</u> 円
条第 1項	外径が0.07メー トル以上0.1メー			ルにつ き1年	<u>23</u> 円
第2	トル未満のもの				
号に	外径が0.1メート				<u>34</u> 円
掲げ	ル以上0.15メー				
る物	トル未満のもの				
件	外径が0.15メー トル以上0.2メー トル未満のもの				<u>45</u> 円
	外径が0.2メート ル以上0.3メート ル未満のもの				<u>68</u> 円
	外径が0.3メート ル以上0.4メート ル未満のもの				<u>91</u> 円
	外径が0.4メート ル以上0.7メート ル未満のもの				<u>160</u> 円
	外径が0.7メート ル以上1メートル未 満のもの				<u>230</u> 円
	外径が1メートル以 上のもの				<u>450</u> 円
法第 32	自動	法第2	地下	長さ1 メート	<u>2</u> 円
条第 1項	運行	条第2	に設	ルにつ き1年	
第3	補助	項第5	ける		
号に	施設	号に規	もの		<u>8</u> 円
		定する	他の		
		自動運			

掲げる施設		行装置による検知の対象として設置する導線その他の線類	もの		
		道路の構造又は交通の状況を表示する標示柱その他の柱類	1本につき1年	680	円
	その他のもの	上空に設けるもの	占用面積1平方メートルにつき1年	430	円
		地下に設けるもの	つき1年	260	円
	その他のもの			850	円
法第32条第1項第4号に掲げる施設			占用面積1平方メートルにつき1年	850	円
法第32条第1項第5号に掲げる施設	地下街及び地下室	階数が1のもの	方メートルにつき1年	Aに0.004	を乗じて得た額
		階数が2のもの		Aに0.006	を乗じて得た額
		階数が3以上のもの		Aに0.007	を乗じて得た額

掲げる施設		行装置による検知の対象として設置する導線その他の線類	もの		
		道路の構造又は交通の状況を表示する標示柱その他の柱類	1本につき1年	610	円
	その他のもの	上空に設けるもの	占用面積1平方メートルにつき1年	380	円
		地下に設けるもの	つき1年	230	円
	その他のもの			760	円
法第32条第1項第4号に掲げる施設			占用面積1平方メートルにつき1年	760	円
法第32条第1項第5号に掲げる施設	地下街及び地下室	階数が1のもの	方メートルにつき1年	Aに0.005	を乗じて得た額
		階数が2のもの		Aに0.008	を乗じて得た額
		階数が3以上のもの		Aに0.01	を乗じて得た額

	上空に設ける通路		<u>4 3 0</u> 円
	地下に設ける通路		<u>2 6 0</u> 円
	その他のもの		<u>8 5 0</u> 円
法第32条第1項第6号に掲げる施設	祭礼、縁日その他の催しに際し、一時的に設けるもの	占用面積1平方メートルにつき1日	<u>9 円</u>
	その他のもの	占用面積1平方メートルにつき1月	<u>8 7 円</u>
令第7条第1号に掲げる物件	看板（アーチであるものを除く。）	一時的に設けるもの 表示面積1平方メートルにつき1月	<u>8 7 円</u>
	その他のもの	表示面積1平方メートルにつき1年	<u>8 7 0</u> 円
	標識	1本につき1年	<u>6 8 0</u> 円
	旗ざお	祭礼、縁日その他の催しに際し、一時的に設けるもの	<u>9 円</u>
		その他のもの	<u>8 7 円</u>
	上空に設ける通路		<u>4 8 0</u> 円
	地下に設ける通路		<u>2 9 0</u> 円
	その他のもの		<u>7 6 0</u> 円
法第32条第1項第6号に掲げる施設	祭礼、縁日その他の催しに際し、一時的に設けるもの	占用面積1平方メートルにつき1日	<u>1 0 円</u>
	その他のもの	占用面積1平方メートルにつき1月	<u>9 6 円</u>
令第7条第1号に掲げる物件	看板（アーチであるものを除く。）	一時的に設けるもの 表示面積1平方メートルにつき1月	<u>9 6 円</u>
	その他のもの	表示面積1平方メートルにつき1年	<u>9 6 0</u> 円
	標識	1本につき1年	<u>6 1 0</u> 円
	旗ざお	祭礼、縁日その他の催しに際し、一時的に設けるもの	<u>1 0 円</u>
		その他のもの	<u>9 6 円</u>

	幕 (令 第 7 条第 4 号 に掲 げる 工事 用施 設で ある もの を除 く。)	祭礼、縁日その他 の催しに際 し、一時的に設 けるもの	その面 積 1 平 方メー トルに つき 1 日	<u>9 円</u>
		その他のもの	その面 積 1 平 方メー トルに つき 1 月	<u>8 7 円</u>
	アー チ	車道を横断する もの	1 基に つき 1 月	<u>8 7 0</u> <u>円</u>
		その他のもの	月	<u>4 3 0</u> <u>円</u>
令第 7 条第 2 号に掲げる工 作物			占用面 積 1 平	<u>8 5 0</u> <u>円</u>
令第 7 条第 3 号に掲げる施 設			方メー トルに つき 1 年	Aに <u>0 .</u> <u>0 3 1</u> を乗じ て得た 額
令第 7 条第 4 号に掲げる工 事用施設及び同条第 5 号に 掲げる工事用材料			占用面 積 1 平 方メー	<u>8 7 円</u>
令第 7 条第 6 号に掲げる仮 設建築物及び同条第 7 号に 掲げる施設			トルに つき 1 月	<u>8 5 円</u>
令第 7 条 第 8 号に 掲げ る施 設	トンネルの上又は高 架の道路の路面下 (当該路面下の地下 を除く。)に設ける もの	占用面 積 1 平 方メー トルに つき 1 年	Aに <u>0 .</u> <u>0 1 4</u> を乗じ て得た 額	
	上空に設けるもの	年	Aに <u>0 .</u> <u>0 1 7</u> を乗じ	

	幕 (令第7条第4号に掲げる工事用施設であるものを除く。)	祭礼、縁日その他の催しに際し、一時的に設けるもの	その面積1平方メートルにつき1日	<u>10円</u>
		その他のもの	その面積1平方メートルにつき1月	<u>96円</u>
	アーチ	車道を横断するもの	1基につき1月	<u>960円</u>
		その他のもの		<u>480円</u>
令第7条第2号に掲げる工作物			占用面積1平方メートルにつき1年	<u>760円</u>
令第7条第3号に掲げる施設			方メートルにつき1年	Aに <u>0.033</u> を乗じて得た額
令第7条第4号に掲げる工事用施設及び同条第5号に掲げる工事用材料			占用面積1平方メートルにつき1月	<u>96円</u>
令第7条第6号に掲げる仮設建築物及び同条第7号に掲げる施設			トルにつき1月	<u>76円</u>
令第7条第8号に掲げる施設	トンネルの上又は高架の道路の路面下（当該路面下の地下を除く。）に設けるもの	占用面積1平方メートルにつき1年	Aに <u>0.019</u> を乗じて得た額	
	上空に設けるもの	年	Aに <u>0.023</u> を乗じ	

			て得た額				て得た額
	地下（トンネルの上の地下を除く。）に設けるもの	階数が1のもの	Aに <u>0.004</u> を乗じて得た額		地下（トンネルの上の地下を除く。）に設けるもの	階数が1のもの	Aに <u>0.005</u> を乗じて得た額
		階数が2のもの	Aに <u>0.006</u> を乗じて得た額			階数が2のもの	Aに <u>0.008</u> を乗じて得た額
		階数が3以上のもの	Aに <u>0.007</u> を乗じて得た額			階数が3以上のもの	Aに <u>0.01</u> を乗じて得た額
	その他のもの		Aに <u>0.025</u> を乗じて得た額		その他のもの		Aに <u>0.033</u> を乗じて得た額
令第7条第9号に掲げる施設	建築物		Aに <u>0.019</u> を乗じて得た額	令第7条第9号に掲げる施設	建築物		Aに <u>0.019</u> を乗じて得た額
	その他のもの		Aに <u>0.014</u> を乗じて得た額		その他のもの		Aに <u>0.013</u> を乗じて得た額
令第7条第10号に掲げる施設及び	建築物		Aに <u>0.022</u> を乗じて得た額	令第7条第10号に掲げる施設及び	建築物		Aに <u>0.023</u> を乗じて得た額
	その他のもの		Aに <u>0.014</u> を乗じ		その他のもの		Aに <u>0.013</u> を乗じ

自動車駐 車場	
令第 7 条 第 1 号 に掲 げる 応急 仮設 建築 物	トンネルの上又は高 架の道路の路面下に 設けるもの
	上空に設けるもの
	その他のもの
令第 7 条第 1 2 号に掲げる 器具	
令第 7 条 第 1 3 号 に掲 げる 施設	トンネルの上又は高 速自道車国道若しく は自動車専用道路 （高架のものに限 る。）の路面下に設 けるもの
	上空に設けるもの
	その他のもの
令第 7 条第 1 4 条に掲げる	

て得た 額
Aに 0 . 0 1 9 を乗じ て得た 額
Aに 0 . 0 2 2 を乗じ て得た 額
Aに 0 . 0 3 1 を乗じ て得た 額
Aに 0 . 0 2 5 を乗じ て得た 額
Aに 0 . 0 1 9 を乗じ て得た 額
Aに 0 . 0 2 2 を乗じ て得た 額
Aに 0 . 0 3 1 を乗じ て得た 額
Aに 0 .

自動車駐 車場	
令第 7 条 第 1 号 に掲 げる 応急 仮設 建築 物	トンネルの上又は高 架の道路の路面下に 設けるもの
	上空に設けるもの
	その他のもの
令第 7 条第 1 2 号に掲げる 器具	
令第 7 条 第 1 3 号 に掲 げる 施設	トンネルの上又は高 速自道車国道若しく は自動車専用道路 （高架のものに限 る。）の路面下に設 けるもの
	上空に設けるもの
	その他のもの
【新設】	

て得た 額
Aに 0 . 0 1 9 を乗じ て得た 額
Aに 0 . 0 2 3 を乗じ て得た 額
Aに 0 . 0 3 3 を乗じ て得た 額
Aに 0 . 0 3 3 を乗じ て得た 額
Aに 0 . 0 1 9 を乗じ て得た 額
Aに 0 . 0 2 3 を乗じ て得た 額
Aに 0 . 0 3 3 を乗じ て得た 額
【新

施設	0 3 1		設 1
	を乗じ て得た 額		